次世代たたら協創センター棟の
安全，防災及び環境保全等に関する要項

（令和３年３月１９日　イノベーション創出機構長決裁）

（目的）

第１条　この要項は，次世代たたら協創センター規程（平成３０年島大規則第１９６号）第１４条の規定に基づき，次世代たたら協創センター棟（以下「ＮＥＸＴＡ棟」という。）の安全，防災及び環境保全等に関し，必要な事項を定めるものとする。

（対象事項）

第２条　この要項の対象事項は，次の各号とする。

一　ＮＥＸＴＡ棟の安全，防災及び環境保全管理体制に関すること。

二　火災，爆発事故等の防止に関すること。

三　危険薬品の管理に関すること。

四　臭気等の発生防止に関すること。

五　重量物等の取扱に関すること。

六　振動，騒音等の発生防止に関すること。

七　放射性物質，放射線を発生する装置の管理に関すること。

八　夜間利用時における防災に関すること。

九　事故発生時の措置等に関すること。

十　その他安全，防災及び環境保全等に係る事項

（安全，防災及び環境保全管理体制）

第３条　前条に規定する事項は，次世代たたら協創センター長（以下「センター長」という。）が統括する。

２　ＮＥＸＴＡ棟に，安全，防災及び環境保全連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を置く。

３　連絡責任者は，ＮＥＸＴＡ棟の安全維持，防災及び環境保全等に関し必要な業務を行う。

（利用者の義務）

第４条　ＮＥＸＴＡ棟の利用者は，この要項及び関係法令並びに関係学内規則等を遵守し，安全，防災及び環境保全について細心の注意を払わなければならない。

（火気の使用）

第５条　実験室内においては，原則として火気を使用してはならない。ただし，実験の都合上やむを得ず火気を使用しようとするときは，その旨をセンター長に届け出なければならない。

（特殊ガスの使用）

第６条　ＮＥＸＴＡ棟において，特殊ガス（シラン，ゲルマン等）は使用してはならない。

（可燃性ガスの使用）

第７条　可燃性ガス（水素，アセチレン等）を使用しようとする者は，可燃性ガス，危険薬品等使用許可申請書（様式１）をセンター長に提出し，許可を得なければならない。

２　センター長は，前項の申請が適当であると認めたときは，これを許可し，可燃性ガス，危険薬品等使用許可書（様式４）により申請者に通知するものとする。

３　可燃性ガスの容器は所定の場所に設置し，使用に当たっては，関係法令等に従うとともにその使用及び管理に細心の注意を払わなければならない。

４　使用者は，可燃性ガス検出器等で，可燃性ガスが室内に漏洩していないことを常に確認しなければならない。

（液体窒素等冷媒の使用）

第８条　冷媒として大量の液体窒素等を使用するときは，室内の換気に十分留意しなければならない。

（危険薬品等の使用）

第９条　危険薬品等（毒物，劇物，爆発性のある薬品，異臭を発する薬品，有機溶媒等）の使用は試料準備室に限ることとし，使用しようとする者は，可燃性ガス，危険薬品等使用許可申請書（様式１）をセンター長に提出し，許可を得なければならない。

２　センター長は，前項の申請が適当であると認めたときは，これを許可し，可燃性ガス，危険薬品等使用許可書（様式４）により申請者に通知するものとする。

３　使用者は，危険薬品等を使用する場合は，試料準備室に鍵付きの薬品保管庫を用意し，全ての危険薬品等を薬品保管庫に保管しなければならない。また，使用者が実験室から離れるときは，薬品保管庫の施錠を確認しなければならない。

４　使用者は危険薬品等の使用後は，危険薬品等使用管理簿に記帳しなければならない。

（廃液の処理）

第１０条　使用者は，実験により生じた廃液を関係法令及び学内規則等に従い，適正に処理しなければならない。

（異臭を発生する物質使用，実験）

第１１条　異臭を発生する物質を使用する場合，又は異臭を発生する可能性がある実験を行うときは，臭気発生，振動・騒音発生実験許可申請書（様式２）をセンター長に提出し，許可を得なければならない。

２　センター長は，前項の申請が適当であると認めたときは，これを許可し，臭気発生，振動・騒音発生実験許可書（様式５）により申請者に通知するものとする。

（重量物の使用）

第１２条　重量物を用いる実験を行うときは，落下，倒壊等の事故防止に細心の注意を払わなければならない。

（振動・騒音等を発生する実験）

第１３条　振動・騒音等を発生する実験を行うときは，臭気発生，振動・騒音発生実験許可申請書（様式２）をセンター長に提出し，許可を得なければならない。

２　センター長は，前項の申請が適当であると認めたときは，これを許可し，臭気発生，振

動・騒音発生実験許可書（様式５）により申請者に通知するものとする。

３　実験者は，健康及び他の実験の障害にならないよう，当該実験室外に漏洩する振動・騒音のレベルを極力下げるよう努めなければならない。

（放射性物質等及び放射線発生装置（エックス線発生装置を含む）の使用）

第１４条　次世代たたら協創センターＮＥＸＴＡ棟内における放射性物質の取扱は禁止する。

２　放射線発生装置を設置する実験室には，放射線発生装置使用室の表示をし，使用中は，関係法令に従い，使用中の表示をしなければならない。

３　放射線発生装置を使用できる者は，関係法令及び学内規則に基づき教育・訓練を受け，取扱者として登録されている者とし，使用中は常に個人被ばく線量計（フィルムバッジ等）を携行しなければならない。

（高電圧発生装置の使用）

第１５条　高電圧発生装置を取り扱う者は，高電圧発生部分のシールドを取り外して操作してはならない。

（盗難防止等）

第１６条　利用者は，実験室等から退室するときは，電源及び水道の停止並びに消灯及び窓等の施錠を確認した後実験室の施錠をし，退室しなければならない。

（事故発生時の避難及び処置等）

第１７条　火災，爆発等の事故が発生したときは，直ちに避難しなければならない。ただし，火災が小規模で，爆発の危険性がない場合に限り，初期消火活動を行うものとする。

２　前項の事故が発生したときは，直ちにセンター長及び連絡責任者に連絡するとともに，状況に応じ，消防署等関係機関に通報しなければならない。

３　事故当事者は，事故発生日から３日以内に事故発生報告書（様式３）によりセンター長へ報告しなければならない。

（その他の注意事項）

第１８条　ＮＥＸＴＡ棟内での喫煙は，禁止する。

２　ＮＥＸＴＡ棟利用者は，善良な意思のもとに，ＮＥＸＴＡ棟内を清潔に保ち，汚損することのないよう常に留意しなければならない。

（その他）

第１９条　この要項に定めるもののほか，ＮＥＸＴＡ棟の安全，防災及び環境保全等に関し必要な事項は，センター長が別に定める。

附　則

１　この要項は，令和３年４月１日から実施する。

（様式１）

決　裁		受　付
課長	室	

次世代たたら協創センター棟
可燃性ガス，危険薬品等　使用許可申請書

令和　　年　　月　　日

島根大学次世代たたら協創センター長　殿

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
※利用者が，学生の場合は，指導教員
民間等共同研究員の場合は，受入教員
グループの場合は，代表者

所　　属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の物質を使用したく，使用許可を申請します。

記

使 用 目 的	（具体的に記述してください。）
物質名・数量, 使用場所・期間	（物質名・数量） （使用場所・期間）

（様式２）

決　裁		受　付
課長	室	

次世代たたら協創センター棟
臭気発生，振動・騒音発生　実験許可申請書

令和　　年　　月　　日

島根大学次世代たたら協創センター長　殿

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印
※利用者が，学生の場合は，指導教員
民間等共同研究員の場合は，受入教員
グループの場合は，代表者

所　　属 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電 話 番 号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＦＡＸ番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電子メール ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の実験を行いたく，実験許可を申請します。

記

実 験 目 的	
実 験 の 内 容	（具体的に記述してください。）
実験場所・期間	

（様式３）

決　裁		受　付
課長	室	

次世代たたら協創センター棟
事故発生報告書

令和　　年　　月　　日

島根大学次世代たたら協創センター長　殿

報告者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

下記の事故について，報告します。

記

事故の名称	
日　　時	
場　　所	
原　　因	（具体的に）
被害状況	
事故後の措置等	

（様式４）

次世代たたら協創センター棟
可燃性ガス，危険薬品等使用許可書

令和　　年　　月　　日

使用代表者
殿

可燃性ガス，危険薬品等の使用を許可します。

島根大学次世代たたら協創センター長

許　可　番　号	
物質・数量， 使用場所・期間	
備　　考	

（注意事項）
使用に際しては，下記の規則等を遵守してください。規則等に従わない場合は，許可を取り消すことがあります。
「島根大学次世代たたら協創センター棟利用規則」
「島根大学次世代たたら協創センター棟の安全，防災，環境保全等に関する要項」
「島根大学次世代たたら協創センター棟の常置機器利用要項」

（様式５）

次世代たたら協創センター棟
臭気発生，振動・騒音発生　実験許可書

令和　　年　　月　　日

使用代表者
殿

臭気発生，振動・騒音発生　実験を許可します。

島根大学次世代たたら協創センター長

許 可 番 号	
実験場所・期間	
備　　考	

（注意事項）
使用に際しては，下記の規則等を遵守してください。規則等に従わない場合は，許可を取り消すことがあります。
「島根大学次世代たたら協創センター棟利用規則」
「島根大学次世代たたら協創センター棟の安全，防災，環境保全等に関する要項」
「島根大学次世代たたら協創センター棟の常置機器利用要項」